

映像を通じた誘客促進事業補助金 募集要領

■1.目的

本市内で撮影又は制作(以下「制作等」)される実写及びアニメーション(以下「作品」)を誘致することにより地域経済の活性化を図るとともに、作品を通して本市の魅力を国内外に発信し、知名度・魅力の向上、及び観光誘客に寄与することを目的とします。

■2.補助対象事業

次の要件をすべて満たす作品の制作等とします。

- ・劇場、テレビ又はインターネット配信等の媒体で公開(以下「公開等」)される作品の制作等であり、交付決定の日から5年以内に公開等される、実写(映画、ドラマ、ドキュメンタリー)及びアニメーション。
- ・本市が作品の舞台の一つとして登場、若しくはメインロケ地。
- ・実写においては、本市内において 5 日以上撮影が行われ、かつ、撮影におけるスタッフ(キャストを含む)の数が 50 名以上。アニメーションにおいては、作品内に本市内の場所や建物、若しくは福岡に関連する産物が登場しており、その数が 10 以上。
- ・作品における製作費が1億円以上。
- ・作品の制作等経費のうち、本市内に本社、本店、支社、支店、事務所又は事業所等を有する法人若しくは居住する個人(以下「市内事業者」という。)に対して支出する補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の総額が1,000 万円以上。
- ・本市の知名度・魅力の向上及び観光誘客に資するものと認められるもの。

※ただし、以下の作品を除きます。

- ・成人向け作品(準ずるものを含む。)
- ・特定の政党その他の政治的団体又は宗教を支持し、又はこれに反対する作品(準ずるものを含む。)
- ・政治的な立場等、特定の主義主張に立脚しており、かつ、本市が補助金を交付することにより行政の中立を損なうおそれがあると判断される作品。
- ・著しく公序良俗に反すると判断される作品。
- ・視聴者が限定され、広く一般に公開されない作品。
- ・本市からこの要綱に定める助成金以外の資金助成を受けている作品。

■3.補助対象者

国内に所在する団体で、次のいずれにも該当する者です。

- (1) 日本の法令に基づく法人格を有する団体
- (2) 作品の制作等を円滑に遂行するために必要な定款又は規約若しくは組織人員等を有しかつ資金等についての十分な経理・管理能力を有している団体

※ただし、以下の団体を除きます。

- ・会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者。
- ・市町村税の滞納がある者(本市内に事業所がない場合、本社所在地で滞納がある者)。
- ・消費税及び地方消費税の滞納がある者。
- ・本市競争入札において、参加停止措置を受けている者。
- ・補助対象者又は役員が暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、又は、暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。

■4.補助対象期間、補助対象経費、補助金の額

補助金は清算払いとし、補助対象期間は、交付決定があった日からその日の属する年度末まで、補助対象経費は、補助対象期間内に発生し、かつ支払いが完了しているものとします。

また、1作品当たりの補助金の上限は 1,000 万円です(補助対象経費に2分の1を乗じて得た額を上限とします。).

申請後、審査委員会に付議し、その意見を聞いた上で、予算の範囲内で市長が決定し交付します(千円未満の端数が生じた場合は、切り捨て)。

【補助対象経費】

対象経費		備考
宿泊費	制作等関係者の撮影のために必要な宿泊に要する経費等	・本市内宿泊施設に限る。 ・補助額は1人1泊あたり税抜 15,000 円を上限とする。
食費	制作等関係者の撮影のために必要なロケ弁当、ケータリング、キッチンカー等の費用	・会食等は対象外とする。 ・本市内事業者への支出に限る。
施設使用料	撮影用の施設使用料	・本市内に所在する施設に限る。
人件費	撮影スタッフに係る人件費等	・監督、演出、技術スタッフ、美術スタッフ、警備員、ドライバー、編集等一般的に撮影に必要と認められるもの。
キャスト ィング費	出演費(エキストラ出演含む)	・本市内の企業に属する者又は本市内在住の個人に発注した費用に限る。
美術費	衣装・ヘアメイク・美術・装飾・消耗品費等	・本市内事業者への支出に限る。
機材費	撮影用機材のレンタル・リース費用等	・本市内事業者への支出に限る。
車両費	撮影で市内を移動するために要する車両のレンタル費、燃料費、駐車場費等	・本市内事業者への支出に限る。
原画制作費	デザイン費、絵コンテ費、レイアウト費、美術・設定費、原画費、動画費、3DCG 制作費、撮影費等の原画制作に要する経費等	・アニメーションに限る。 ・本市内事業者への支出に限る。
ポストプロ ダクション 費	撮影後に行う編集等のポストプロダクションに係る費用(視覚効果(VFX)に要する費用を含む)等	・本市内事業者への支出に限る。
シナハン 費・ロケハ ン費	制作に向けたシナハン費・ロケハン費に要する経費等	・宿泊費、食事費、車両レンタル費、燃料費、駐車場費のうち本市内事業者への支出に限る。なお、宿泊費の上限額は上記に準じる。 ※福岡フィルムコミッションが関わった場合のものに限る。
交通費	福岡市内への往復旅費	・海外:1人片道上限 50,000 円 ・国内:1人片道上限 25,000 円 ※1作品の上限は補助金額の2割とする。
その他	その他市長が必要と認めた経費	

※消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外します。

※対象経費は、その事実を証明可能な経費のみ対象です。

※人件費は、本市内の企業に属する者かもしくは本市市内在住の個人に発注した経費(補助対象者の社内スタッフが本事業に従事する場合の経費は対象外)で、本市内への往復国内・国際旅費については、本市内の旅行会社へ手配を行った経費です。

※国や他の地方公共団体等からの補助金・助成金を利用する場合は、補助対象経費が重複しないようにしてください。

■5. 交付申請の提出書類

以下の書類を提出してください。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(様式第2号)
- (3) 収支計画書(様式第3号)
- (4) 定款
- (5) 登記事項証明書
- (6) 直近の決算書
- (7) 市町村税を滞納していないことの証明書
- (8) 消費税および地方消費税納税証明書
- (9) 暴力団等の排除に関する誓約書(様式第4号)
- (10) 作品の企画書
- (11) 制作スケジュール表
- (12) 役員名簿
- (13) 補助対象者の過去の実績が分かる概要資料
- (14) その他市長が必要と認める書類

■6. 補助金の交付条件

作品のエンドロール、ポスター及びチラシ等の PR 素材に指定するクレジットを表記し、本市及び福岡フィルムコミッションが作成する資料等に掲載するための作品の画像データを提出・使用許諾することを条件とします。

また、補助金に関する収入及び支出を明確にした帳簿を備え、領収書等の関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を、交付決定を受けた年度終了後5年間保管してください。

※補助対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。

■7. 制作等の内容変更・中止

補助対象事業の制作等の内容を変更しようとするとき(軽微な変更については相談)や、事業を中止・廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けてください。

■8. 実績報告

本件補助対象経費の全ての支払いが完了したときは、その日から 60 日以内又は当該年度の3月 31 日までのいずれか早い日までに以下の書類を提出してください。

- (1) 映像を通じた誘客促進事業補助金実績報告書(様式第6号)
- (2) 支出した経費の事実を証明する領収書等の証票書類(写しを含む。)
- (3) 経費支出明細書(様式第7号)
- (4) 人件費算出表(補助対象経費に人件費を含む場合)
- (5) 撮影などが適正に行われたことを証明する許可証の写しなどの書類(許可証が発行された場合のみ)
- (6) 制作スタッフ一覧
- (7) 前各号の他市長が必要と認める書類

また、公開等が決定されたときは映像を通じた誘客促進事業補助金公開等報告書(様式第8号)を提出し、作品完成後に DVD 等の電子データを提出してください。

■9.補助金の交付決定の取り消し等

次のいずれかの場合は補助金の交付決定の全部又は一部は取り消され、既に交付した補助金の全部又は一部を返還することになります。

- ・映像を通じた誘客促進事業補助金交付要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合。
- ・補助金申請又は補助対象事業において、不正、虚偽、その他不適正な行いがあった場合。
- ・補助金の交付条件に合致しない場合。
- ・事業を中止し、又は廃止した場合。
- ・作品が市長が指定する期日までに公開等されないことが明らかになった場合。（天災事変その他やむを得ない事由のため、公開等が不可能となった場合で市長が認める場合を除く）

■10.事業の公表

本事業に採択された作品に係る情報は、公表対象とします。

公表時期等については個別に協議します。

■11.採択、評価基準

採択数は前期・後期の募集で各2件程度とし、予算の範囲内で決定します。

（前期で予算上限に達した場合は後期募集を行わないことがあります。）

【評価基準】

評価項目	評価基準	配点
1. 作品の拡散力	①コンテンツの質 ・多くの人に見られる魅力的なコンテンツ（作品）となることが期待できるか ・魅力的なコンテンツを制作できる体制が組まれているか（キャスト、スタッフ、制作会社、過去の制作実績など）	20 点
	②コンテンツの露出 ・多くの人に見られるための放映手段をとっているか	15 点
2. シティプロモーションへのポテンシャル	①福岡市のシティプロモーションへの期待度 ・市内でのロケ地や場所・産品が多いなど、本市のシティプロモーション効果が期待できるか	20 点
	②展開への期待度 ・PR 素材を積極的に提供するなど、制作サイドが本市のシティプロモーションに協力的か	15 点
3. 地域への還元力	①直接経済効果 ・ロケハンやロケなどのスタッフ滞在、市内企業への外注、機材発注など市内消費が高いものか	15 点
	②市内の人材と企業の活用 ・エキストラなどの出演者を市内の人材を積極的に活用したり、市内企業を本映像制作に参加させるなど、地元人材・企業の育成や映像制作の知見向上に寄与するものになっているか	10 点
4. 事業実行能力	・事業の遂行に重大な懸念を感じさせるものがないか ・見積もりに妥当性があり、ビジネスモデルが成立しているか	5 点
合計		100 点

※補助金額について、基準得点は満点の6割とし、審査委員全員の合計得点が6割以上であれば500万円、8割以上であれば1,000万円を補助上限とする。

※複数の申請がある場合、優先補助対象者の順位は得点順とする。同点の場合は審査委員全員の協議で決定する。ただし、基準得点未満の申請者は補助候補者とししない。